

「長野県中小企業振興条例」体系図

参考資料

(第1章 総則)

(第2章 基本的施策)

(前文)
 ○ 中小企業は長野県産業の発展の原動力で、地域経済や地域社会を支えている。
 ○ 中小企業に期待されること
 ・新分野進出
 ・産業イノベーションの推進
 ○ 結果として、
 ・多様な主体と協働する新たなビジネスモデルの実現
 ・年齢、性別等に関わりなく働き続けることができる社会の実現 等も期待できる。
 ○ 厳しい経営環境下で、中小企業者の自助努力に加え、各関係者が連携して応援する必要がある。
 ○ 中小企業の一層の発展を目指してこの条例を制定する。

(目的)
 第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)
 第2条
 (1) 中小企業者
 (2) 小規模企業者
 (3) 中小企業関係団体等
 (4) 大企業者
 (5) 教育機関等
 (6) 金融機関等
 (7) 労働団体
 (8) 関係団体等 (= (3)~(7))

(県の責務)
 第4条
(中小企業者の努力)
 第5条
(中小企業関係団体の役割)
 第6条
(大企業者の役割)
 第7条
(教育機関等の役割)
 第8条
(金融機関等の役割)
 第9条
(労働団体等の役割)
 第10条
(県民の理解と協力)
 第11条

(基本理念)
 第3条 中小企業は、多様な分野において自主的な事業活動を行うことにより、地域経済の牽引役として地域社会の持続的な発展に貢献する重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者の経営革新等による**経営の向上及び改善**に対する自主的な取組が促進されるとともに、県産品の積極的な利用による地域の経済循環の創出が図られること。

(2) 企業の**創業**と地域における**次世代産業の創出及び集積**が図られ、**産業のイノベーションの創出**(定義略)が促進されること。

(3) **地域に根ざした**商店街の活性化及び地場産業等の振興並びに豊かな地域資源を活かした観光産業及び農林産業の振興に留意して実施されること。

(4) **小規模企業者**の経営の規模及び形態等に配慮するとともに、その活力が最大限に発揮されること。

(5) 年齢、性別、国籍及び障害の有無に関わらず多様な**雇用の機会**が確保され、労働環境が整備されるとともに、中小企業を担う**人材の育成**及び確保が図られること。

(6) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、教育機関等、金融機関等及び労働団体が相互に**連携**するとともに、中小企業の振興に関する施策の実施に当たり県民が協力することにより、これらの者が協働して推進されること。

(基本理念を共有)

第1節 中小企業者の経営の向上及び改善
 (受注機会の増大及び県産品の積極的な購入)第12条
 (販路の拡大等)第13条
 (融資及び相談の実施等)第14条
 (災害の発生後における事業継続の支援)第15条

第2節 創業、次世代産業の創出及び集積並びに産業のイノベーションの創出
 (創業の促進)第16条
 (次世代産業及び産業のイノベーションの創出の促進)第17条
 (企業の立地及び定着等の促進)第18条

第3節 地域に根ざした産業の振興等
 (商店街の活性化)第19条
 (地場産業の振興)第20条
 (観光産業等の振興)第21条

第4節 小規模企業者の事業環境の整備等
 (小規模企業者の事業環境の整備等)第22条

第5節 雇用機会の提供及び人材の育成等
 (雇用機会の提供及び労働環境の整備の促進)第23条
 (人材の育成及び確保)第24条
 (後継者の育成及び確保)第25条

第6節 産学官等の連携の促進等
 (産学官等の連携の促進等)第26条
 (市町村への協力)第27条
 (広報活動の充実等)第28条
 (調査及び研究)第29条
 (財政上及び税制上の措置)第30条
 (施策の実施状況の公表)第31条